

四万十市少年文化活動団体認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、少年の文化活動を行う団体を認定し、その活動を支援することにより、少年の文化活動の継続及び健全な育成を図ることを目的とする。

(認定の対象となる団体)

第2条 認定の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 四万十市を活動拠点としていること。
- (2) 小学生を中心として活動していること。
- (3) 1年以上継続して活動していること。ただし、活動を開始してから1年未満の団体であつて、今後も継続して活動する見込みがあると認められるものを含む。
- (4) 営利を主な目的とする団体でないこと。
- (5) 活動を指導する者を置いていること。
- (6) 代表者を置くなど、団体として適切に運営されていること。

(対象となる活動)

第3条 認定の対象となる文化活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 合唱、器楽その他の音楽活動
- (2) 演劇、舞踊その他の舞台芸術活動
- (3) 絵画、造形、書道その他の美術活動
- (4) 文学、俳句、川柳その他の文芸活動
- (5) その他教育委員会が適当と認める文化活動

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動を主たる活動とする団体は、認定の対象としない。

- (1) 個人を対象として受講料等を徴収する教室、講座、習い事等
- (2) 演奏会、発表会、公演、展示会等の成果発表のみを目的とする活動
- (3) その他少年の文化活動及び健全な育成を目的とする団体活動と認められないもの

(支援)

第4条 教育委員会は、認定した団体（以下「認定団体」という。）に対し、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 施設及び附属設備の使用に関する支援
- (2) 認定団体の活動に関する広報
- (3) 認定団体に対する文化事業等に関する情報の提供

2 前項第1号に規定する施設は、教育委員会が所管する施設とする。

3 第1項第1号に規定する支援として、各施設の規程に基づき、認定団体の通常の活動又は練習に係る施設及び附属設備について、使用料の減免その他の特別の取扱いを行うことができる。ただし、演奏会、発表会、公演、展示会その他これらに類する成果発表を目的とする施設及び附属設備の使用については、この限りでない。

(認定の申請)

第5条 少年文化活動団体の認定を受けようとする団体は、四万十市少年文化活動団体認定申請

書（様式第1号）及び四万十市少年文化活動団体説明書（様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請書のほか、必要に応じて、規約その他必要な書類の提出を求めることができる。

（認定）

第6条 教育委員会は、前条の申請があった場合において、第2条及び第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、少年文化活動団体として認定し、四万十市少年文化活動団体認定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（活動報告）

第7条 教育委員会は、必要があると認めるときは、認定団体に対し、活動状況その他必要な事項について、四万十市少年文化活動団体活動報告書（様式第4号）の提出を求めることができる。

（認定の取消し）

第8条 教育委員会は、認定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（1） 第2条又は第3条に定める要件を満たさなくなったとき。

（2） この要領又はこの要領に基づく条件に違反したとき。

（3） 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

（4） 認定団体の活動に関し、法令違反行為があったとき。

（5） 認定団体の代表者又は指導者が、暴力団員その他これらに準ずる者に該当すると認められるとき。

（6） 教育委員会が必要に応じて求めた四万十市少年文化活動団体活動報告書（様式第4号）の提出に応じないとき。

（7） その他認定団体としての適格性を失ったと認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消すときは、当該認定団体に対してその理由を示さなければならない。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、少年文化活動団体の認定及び活動の支援に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年9月18日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

四万十市少年文化活動団体認定申請書

年 月 日

四万十市教育長 様

団 体 名
申請者 住 所
代表者名
電話番号

四万十市少年文化活動団体の認定について、次のとおり申請します。

団 体 名	
団 体 所 在 地	
電 話	
F A X	
メ ー ル ア ド レ ス	
ホームページアドレス	
S N S の U R L 等	
そ の 他	

<問い合わせ先> ※代表者と同じ場合は記入不要

担 当 者 氏 名		郵 送 先	(〒 -)	
電 話		F A X		
メ ー ル ア ド レ ス				

四万十市少年文化活動団体説明書

団体名 _____

1 団体の活動内容

主な活動拠点	
活動理念・目的	
活動実績	

2 団体構成員

区分	ふりがな 氏名	生年月日	住所

※区分欄には、「代表者」、「指導者」、「団員(小学生等)」の別を記載してください。

3 年間予算

収入		支出	

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

四万十市教育委員会



四万十市少年文化活動団体認定通知書

貴団体について、四万十市少年文化活動団体認定制度実施要領第 6 条の規定により、少年文化活動団体として認定したので通知します。

【認定条件】

- 1 四万十市少年文化活動団体認定制度実施要領を遵守すること。
- 2 認定要件を満たさなくなった場合は、速やかに教育委員会に報告すること。
- 3 教育委員会が必要と認めるときは、四万十市少年文化活動団体活動報告書（様式第 4 号）を提出すること。
- 4 教育委員会が所管する施設を使用する場合は、施設の規程に従うこと。
- 5 暴力団員その他これらに準ずる者を、団体の運営又は活動に関与させないこと。

四万十市少年文化活動団体活動報告書

団体名 _____

1 活動実施内容

(実施内容、日時、場所、対象者、参加人数 など)

2 事業費の収支決算 (単位：円)

(収入)

科目	金額	内訳等
収入合計		

(支出)

科目	金額	内訳等
支出合計		